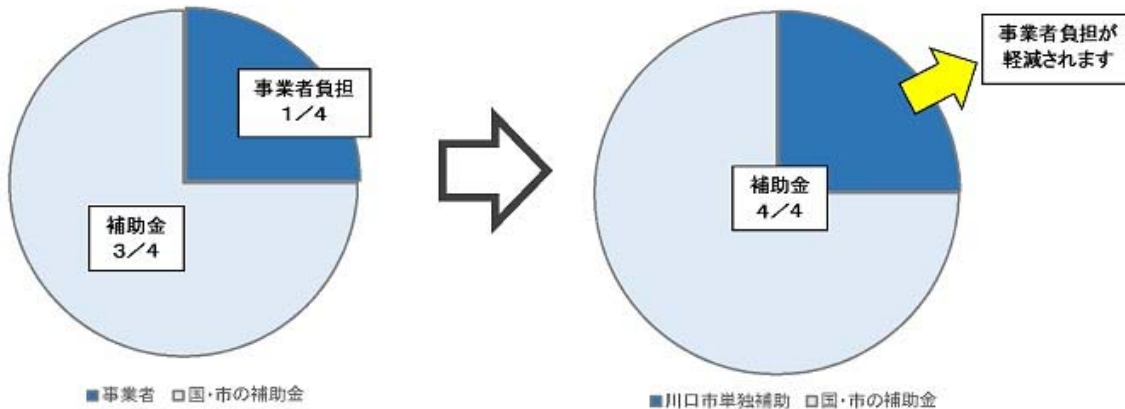


保育所等整備に係る市単独補助を拡充します

川口市では待機児童の解消・子育て環境の充実を目指し、認可保育所等の創設や整備に対する補助を拡充します。



※市の単独補助については、緊急整備事業として行っており、恒久的に行うものではありません。

対象要件及び補助基準額等について

対象要件	<ol style="list-style-type: none">1、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「埼玉県児童福祉法施行条例」、「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の基準を満たすための建設・改修工事等に関する整備事業。2、川口市補助金交付規則において定められた手続きに準ずる方法で行われること。3、指名競争入札の際に「川口市入札参加資格者名簿(工事)」に記載された市内に住所を有する事業者を2/3以上指名すること。
補助基準額	<p style="text-align: center;">国の定める基準額の3/4 + 川口市の単独補助1/4(注)</p> <p style="text-align: center;">(注)国等が定める補助基準額、または実支出額の1/4となります。</p> <p>※補助金額については、国の要綱に沿った形で計算されます。一定の金額を保証するものではありません。</p>
補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none">1、基本設計、協議の資料、補助金交付申請等に使用する図面、入札などにかかる費用。2、賃貸物件による保育所整備事業については、改修工事を行うための設計料、調査費用。3、既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的としているもの。(別途要綱にて定めたものを除く)4、その他市で対象外とみなしたものの。

問い合わせ先

川口市子ども部子ども総務課(市役所第2庁舎4階)

電話:048-271-9457(直通) ファックス:048-255-3188

メール:083.04000@city.kawaguchi.lg.jp